

## リハビリデイサービスセンター 出会い茶屋の原 通所介護・通所型サービス重要事項説明書

1. リハビリデイサービス(通所介護事業部)についてのサービス相談窓口  
電話 093-618-1357(午前 8時 00分～午後 5時 00分まで )  
管理者兼生活相談員 中村 耕介

### 2. リハビリデイサービスの概要

#### (1) サービスの内容と地域

事業者番号	4070707395
事業者名	リハビリデイサービスセンター 出会い茶屋の原
所在地	北九州市八幡西区茶屋の原二丁目10番15号
サービス内容	生活指導・健康状態の確認・機能訓練・送迎・介護サービス その他必要な介護等を行います
サービス時間帯	1単位:9時00分～12時00分 2単位:13時30分～16時30分
サービス提供地域	北九州市八幡西区、中間市
定員	19名(生活支援型1名)

### 3. 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1名		施設総合管理・窓口
生活相談員	介護福祉士・社会福祉士	1名	名	介護・調整・連絡
看護師	看護師・准看護師	1名	名	看護・医療連携
介護職員	介護福祉士等	0名	4名	介護・相談
理学療法士	理学療法士	3名	名	リハビリテーション
作業療法士	作業療法士	0名	0名	リハビリテーション

### 4. 営業時間

月～金 午前 8時00分～午後 5時 00分

### 5. 設備等

機能訓練室	65.53 m <sup>2</sup>	静養室	ベッド 1台
トイレ	2か所	相談室	1か所
送迎車	3台		

## 6. 利用者負担金

### (1) 基本サービス費用(介護保険)

区分	サービス費用			
	単位	利用者負担		
		3~4時間	1割	2割
要介護1	370 単位	376 円	751 円	1,126 円
要介護2	423 単位	429 円	858 円	1,287 円
要介護3	479 単位	486 円	972 円	1,458 円
要介護4	533 単位	541 円	1,081 円	1,622 円
要介護5	588 単位	597 円	1,193 円	1,789 円
合計			①	円

### 加算料金

サービス	単位数	負担 1割	負担 2割	負担 3割
介護職員処遇改善加算Ⅲ	毎月算定単位の9.0%	毎月算定単位の9.0%の1割	毎月算定単位の9.0%の2割	毎月算定単位の9.0%の3割
個別機能訓練加算Ⅰ口	76単位/回	77円/回	154円/回	231円/回
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	20円/月	40円/月	61円/回
科学的介護推進体制加算	40単位/月	41円/月	81円/月	122円/回
合計		②		円

あなたの1日当り費用概算

①+②

円

### (2) 要支援1、2 (1ヶ月単位)

①	1割	2割	3割	
要支援 1	1,798 単位	1,824 円	3,647 円	5,470 円
要支援 2	3,621 単位	3,672 円	7,344 円	11,015 円

### ②加算料金

②	1割	2割	3割	
科学的介護推進体制加算	40 単位	41 円	81 円	122 円
介護職員処遇改善加算Ⅲ	毎月算定単位の9.0%	毎月算定単位の9.0%の1割	毎月算定単位の9.0%の2割	毎月算定単位の9.0%の3割

あなたの1日当り費用概算

円

※原則担当介護支援専門員(ケアマネジャー)の介護計画(ケアプラン)に基づいて、サービスを提供します。

事前にサービス利用票で1ヶ月の料金の目安をご確認ください。

## 7. 基本的なサービス内容

- ① 健康観察 : 看護師によるチェック(体温・血圧測定・服薬介助・医療相談)
- ② 機能訓練 : 理学療法士・作業療法士・看護師による健康体操・日常生活動作運動
- ③ 介護(生活)相談 : 生活相談員による介護生活支援相談・介護助言
- ④ 送迎 : 一人ひとりの身体・環境を勘案した送迎介助(玄関～玄関送迎対応)

## 8. サービスの利用方法

介護保険被保険者証を準備してください。要介護等認定の結果が通知されれば、当デイサービスセンターか、担当ケアマネジャーへ電話してください。また、介護保険を申請されていない方や認定結果が通知されていない高齢者も同様ですので、まず、当デイサービスセンターへ申し込みください。サービス依頼を受けた後、センターの生活相談員がお伺いし、担当介護支援専門員(ケアマネジャー)と連携しながら通所介護計画を作成します。後、契約を結び詳細な送迎等サービス内容を打ち合わせてサービスを開始いたします。(担当ケアマネジャーが未定の方も、ご相談に応じます。)

※利用定員が定められていますので、曜日によっては希望日に利用できない場合もあります。

## 9. サービスの終了

- (1) ご利用者の都合でサービスを終了する場合サービスを終了する 1 週間前までに当デイサービスセンター備え付けの文書でお申し出ください。
- (2) 当デイサービスセンターの都合でサービスを終了する場合、介護員の急病等やむを得ない事情によりサービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書をもつて説明にお伺いいたします。
- (3) その他の終了・当デイサービスセンターが正当な理由なくしてサービスを提供しなかった場合や、スタッフが守秘義務に反した場合、ご利用者や家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、ご利用者はすぐにサービスを終了することができます。
  - ・ ご利用者が病院に長期入院した場合、介護保険施設に入所した場合。
  - ・ ご利用者が更新の際、非該当(自立)と認定された場合。
  - ・ ご利用者が被保険者資格者を喪失した場合。
  - ・ ご利用者がサービス利用料金の支払いを 6 ヶ月遅延し、負担金を支払うよう催告したにもかかわらず、当デイサービスセンターと支払方法の協議をしなかつた場合。
  - ・ ご利用者が当デイサービスセンターを含む(有)福祉の里・出会いの介護サービスや介護スタッフに対して著しい背信行為が行われ、かつ、双方協議に応じない場合。

## 10. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
2. 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備を行います。
3. 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
4. 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
6. 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
7. やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
8. 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

## 11. 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

1. 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
4. 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
5. 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 12. ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

1. 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

3. 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

4. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 13. リハビリティサービス 出会い茶屋の原の理念

### 理念

- ・ たとえ少しづつ体が弱くなっても住み慣れた我が家での暮らしを続けられるようお手伝いをさせていただきます。
- ・ ご本人が生まれてから私達と出会うまでの人生を大事にし、誰もが誇りを持って生きていくことを目指します。
- ・ 地域に開かれた、皆様のお役に立つ場所になるため努力していきます。

### 研修

- ・ 介護技術、介護保険、倫理教育等。（月1回）

## 14. 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化があった場合は、敏速な応急処置を行い、主治医・救急隊・介護支援専門員の指示のもと介護者等へ素早く情報を提供し、最善なフォローを行います。

かかりつけ医	病院名	
	連絡先	
緊急通報先	氏名	
	連絡先	
	氏名	
	連絡先	

## 15. 運営の概要

名称 有限会社 福祉の里・出会い  
代表者 中村 亜季子  
所在地 北九州市八幡西区茶屋の原二丁目12番12号

### 定款の目的に定めた事業

1. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
2. 介護保険法に基づく通所介護事業
3. 介護保険法に基づく地域密着型小規模多機能事業
4. 介護保険法に基づく訪問介護事業
5. 介護保険法に基づく訪問看護事業

## 16. 相談窓口

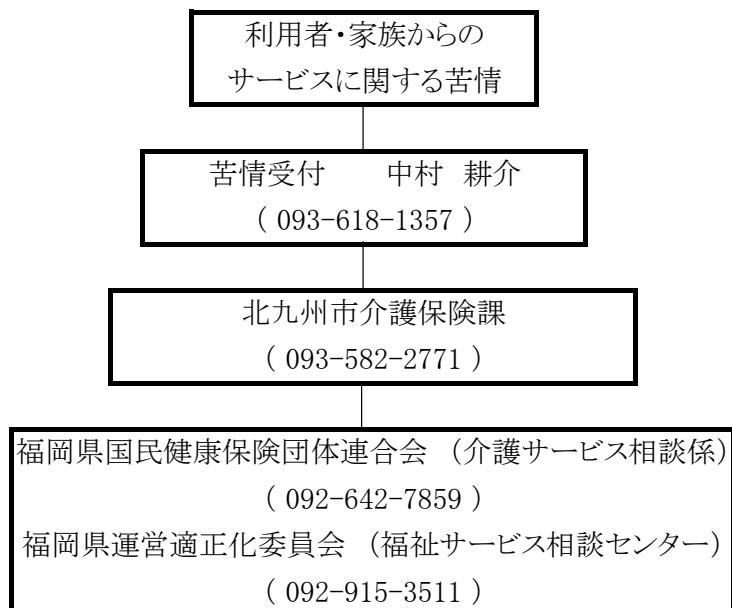
★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所の ご利用相談室	窓口相談者 中村 耕介 ご利用時間 每日 午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分 ご利用方法 電話又は面接
-----------------	---

## 17. 苦情等の対応

当デイサービスセンターが提供するサービスに係る苦情相談は事業所の苦情相談マニュアルに添って誠意を持って対応いたします。

また、苦情等は直接、市や区の介護保険課窓口へ申し付けていただく事も出来ます。



## 18. 事業者(本社)の概要

名称・法人種別	有限会社 福祉の里・出会い
代表者	代表取締役 中村 亜季子
所在地・連絡先	所在地 北九州市八幡西区茶屋の原二丁目12番12号 電話番号 093-618-7839 ファックス 093-618-7840

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 北九州市八幡西区茶屋の原2-10-15  
名称 リハビリディサービスセンター 出会い茶屋の原 印

説明者 所属 リハビリディサービスセンター 出会い茶屋の原  
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者  
住所  
氏名 印

代理人  
住所  
氏名 印  
続柄